那珂川市 住宅・建築物 耐震改修促進計画



平成24年3月 策定令和3年3月 改定

耐震改修促進計画の趣旨

本市では、住宅や建築物の耐震化を促進し、市民の生命財産を守ることを目的に平成24年3月に「那珂川市住宅・建築物耐震改修促進計画」(以下本計画」という。)を策定し、建築物の耐震化促進を図ってきた。本計画期間の終了にあわせ、耐震改修促進法に基づく国の基本方針、福岡県建築物耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)を踏まえるとともに、「那珂川市地域坊防災計画」等との連携を図り、住宅をはじめとする建築物の耐震化をより一層促進するために本計画を改定する。

本計画は、市内の耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要施策等を定めるものであり、本計画の促進により地震による人的・物的被害を最小限に抑えることを目的とする。



〇対象区域

本計画の対象区域は、「市全域」とする。

〇計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画を踏まえて令和12年度までとする。 また、定期的に進捗を把握し、目標及び計画に応じて見直しを行うこととする。



〇対象建築物

本計画が対象とする建築物は、「住宅」及び「特定既存耐震不適格建築物」とし、具体的な耐震化の目標や目標達成のために必要な施策等を定める。

①住宅

- ・木造、鉄筋コンクリート造等の構造を問わず、すべての住宅
- ②特定既存耐震不適格建築物
 - ア 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条1号建築物)
 - 幼稚園等(2階以上かつ500㎡以上)
 - ・小学校、中学校、福祉施設等(2階以上かつ1,000 m以上)
 - その他学校、病院、集会場、図書館、ホテル、百貨店、賃貸共同住宅等 (3 階以上かつ 1,000 ㎡以上)
 - 体育館(1 階以上かつ 1,000 ㎡以上)など
 - イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条2号建築物)
 - ・火薬類、石油類、毒物、劇物等(10トン以上など)
 - ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第14条3号建築物)
 - ・ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とするおそれがある建築物

○地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

①「地震発生時に通行を確保すべき道路」について

地震発生時に通行を確保すべき道路 (耐震改修促進法6条第3項第2号) 「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」にて 指定する緊急輸送道路のうち市内にあるもの

●福岡県が指定する緊急輸送道路

平成 25 年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ 効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われている。

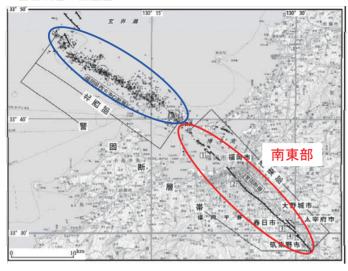
- 第1次緊急輸送道路ネットワーク: 県庁、地方中心都市、重要港湾、空港、災害医療拠点などを連絡する根幹的 な道路。(国道 385 号)
- ・第2次緊急輸送道路ネットワーク:第1次緊急輸送道路ネットワークと、市町村役場、消防、警察、学校、体育館などを連絡する副次的な道路。
 - (主要地方道福岡早良大野城線、県道後野福岡線、県道山田中原福岡線、県道片縄下白水線、市道西隈・下梶原線)
- ・第3次緊急輸送道路ネットワーク:第1次・第2次緊急輸送道路ネットワークの沿線から離れた行政機関、災害 医療拠点、自衛隊を除く防災拠点に対し補完する道路。本市においては、福岡県の指定防災拠点である市民体育 館駐車場及び安徳公園に至るまでの市道が対象となる。(安徳38号線、福岡学園線)

本市における耐震化の現状と課題

○想定される地震の規模、人的被害の状況

「福岡県防災アセスメント調査報告書」に基づき、本市の想定地震と人的被害を以下のとおりとした。

≪警固断層の位置図≫



≪震源断層のパラメーター≫

震源	警固断層南東部
活断層の長さ	27km
震源断層の長さ L	27km
震源断層の幅 W	15km
マグニチュード M	M7.2

≪本市の想定震度≫

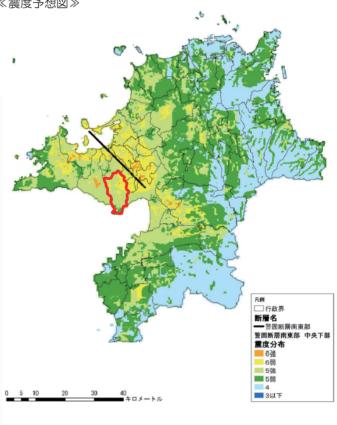
想定震源	地震規模	最大震度
警固断層南東部	M7.2	6強

≪福岡県及び本市における人的被害想定(抜粋)≫

	被害想定項目	那珂川	市	福岡県	Į
1	死者	15	人	1,147	人
2	負傷者	489	人	20,042	人
3	要救出現場数	82	箇所	6,068	箇所
4	要救出者数	93	人	8,174	人
5	要後方医療搬出者数	49	人	2,003	人
6	避難者数	530	人	46,566	人
7	斜面崩壊危険度(A)	3	箇所	134	箇所
8	斜面崩壊被災建物棟数	4	棟	207	棟
9	建築物全壊棟数	205	棟	15,179	棟
10	建築物半壊棟数	304	棟	13,878	棟
11	非木造全壊棟数	39	棟	1,593	棟
12	非木造半壊棟数	98	棟	2,350	棟
13	木造全壊棟数	166	棟	13,586	棟
14	木造半壊棟数	206	棟	11,528	棟
15	地震火災全出火棟数	2	棟	98	棟
16	地震火災焼失棟数	0	棟	10	棟
17	上水道管被災箇所数	249	箇所	3,368	箇所
18	下水道管被災箇所数	17	箇所	974	箇所
19	都市ガス管被災箇所数	4	箇所	236	箇所
20	電柱被災本数	4	本	143	本
21	電話柱被災本数	4	本	153	本

(資料:福岡県防災アセスメント調査報告書・被害想定結果より抜粋)

≪震度予想図≫

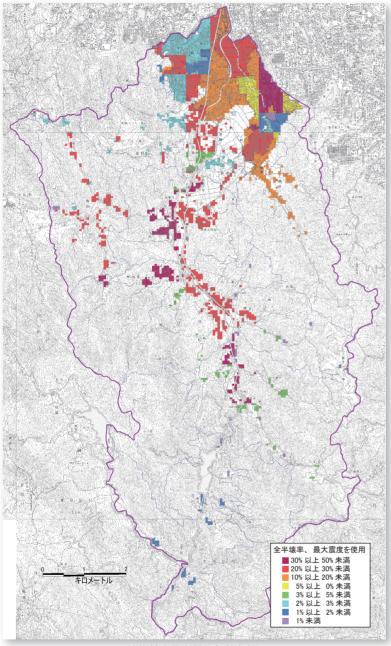


○想定地震に伴う地域危険度

震度予測結果(揺れやすさ)と建物の構造・建築年の関係から想定される地域危険度(建物全半壊率)を推定した。

平野部などの大きな揺れが予測される地域で建物被害は大きくなっており、その内でも昭和 56 年以前の建築物の占める割合が多い地域で大きな被害が予想される。

≪地域危険度(建物全半壊率)予測結果≫



建物被害予測図(全半壊率)

用語解説

『全壊』…住宅が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

『半壊』…住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

『全半壊』…全壊と半壊を合計したもの。

○耐震化促進に向けた取り組み及び課題

【耐震化のこれまでの取り組み】

- ◆公共建築物の耐震化の推進
- ◆建築物所有者の負担軽減
- ◆建築物所有者の意識啓発
- ◆耐震改修促進法の適正な運用

【耐震化の課題】

- ◆木造住宅の耐震化促進、対策
 - ①意識啓発・知識の普及
 - ②耐震化に向けた環境整備
 - ③建築物所有者の負担軽減
- ◆危険なブロック塀等への対策
- ◆建築物全般の安全対策

耐震改修促進計画

本市においては、建替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定する。目標設定の基本的な考え方は、国や福岡県の目標を考慮するとともに、耐震化が進んでいない住宅については、国が示す目標の水準まで引き上げることを前提とし、計画通り耐震化が進んでいる特定既存耐震不適格建築物については、福岡県が示す目標を基準として目標設定を行う。

1 耐震化の現状及び目標

住宅の耐震化の目標

策定時(平成23年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木造	10,516戸	7,223戸	3,293戸	68.7%
非木造	7,249戸	7,154戸	95戸	98.7%
計	17,765戸	14,377戸	3,388戸	80.9%

現状(令和2年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木造	11,052戸	8,792戸	2,260戸	79.6%
非木造	7,442戸	7,364戸	78戸	99.0%
計	18,494戸	16,156戸	2,338戸	87.4%

目標(令和7年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木造	11,352戸	10,446戸	906戸	92.2%
非木造	7,972戸	7,912戸	60戸	99.2%
計	19,324戸	18,358戸	966戸	95.0%

目標(令和12年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
木造	11,652戸	11,652戸	0戸	100.0%
非木造	8,502戸	8,502戸	0戸	100.0%
計	20,154戸	20,154戸	0戸	100.0%

<住宅の目標達成イメージ>

■令和2年度 耐震性あり: 16,156 戸 耐震性なし 2,338 戸 (昭和56年6月以降及び それ以前の耐震性のある建築物推計値) 耐震性なし 自然更新 966 戸 、565 戸 住宅総数 19,324 戸【耐震化率:95.0%】 耐震性あり: 16,156 戸 (昭和56年6月以降及び それ以前の耐震性のある建築物推計値) 新築 830 戸 耐震化目標 807 戸 ■令和 12 年度 住宅総数 20,154 戸【耐震化率:100%】新築 830 戸 耐震性あり: 18,358 戸 (昭和 56 年 6 月以降及びそれ以前の耐震性のある建築物推計値) 白然更新 565 戸 耐震化目標 401 戸

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

策定時(平成23年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
公共	21棟	21棟	O棟	100.0%
民間	132棟	112棟	20棟	84.8%
計	153棟	133棟	20棟	86.9%

現状(令和2年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
公共	25棟	25棟	O棟	100.0%
民間	144棟	134棟	10棟	93.1%
計	169棟	159棟	10棟	94.1%

目標(令和7年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
公共	25棟	25棟	O棟	100.0%
民間	144棟	139棟	5棟	96.5%
計	169棟	164棟	5棟	97.0%

月標(令和12年度)

区分	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
公共	25棟	25棟	O棟	100.0%
民間	144棟	144棟	O棟	100.0%
計	169棟	169棟	O棟	100.0%

<民間の特定既存耐震不適格建築物の目標達成イメージ>



耐震性あり: 159 棟 (昭和56年6月以降及びそれ以前の耐震性のある建築物推計値)

■令和7年度 総数 169 棟【耐震化率:97.0%】 耐震性なし5 棟 自然更新 3 棟 耐震性あり:159 棟

(昭和 56 年 6 月以降及びそれ以前の耐震性のある建築物推計値) 耐震化目標 2 棟

総数 169 棟【耐震化率:100%】

■令和 12 年度

耐震性あり: 164 棟 (昭和 56 年 6 月以降及びそれ以前の耐震性のある建築物推計値)

> ー 耐震化目標 2 棟

自然更新3棟

耐震性なし

10 棟

 避難路(※)沿道の通行障害建築物のうち昭和56年以前に建築されたもの18棟 緊急輸送道路の沿道の通行障害建築物である18棟についても、解消のため福岡県と連携して所有者等への周知・啓発に努め、耐震化を促すものとする。

≪通行障害建築物の耐震化の推計≫

年度		令和2年度		令和12年度
昭和56年以前の建築物	26棟 💻	▶ 18棟 ■	▶ 9棟 ■	● O棟

2 耐震化促進のための施策

○基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し取り組むことが不可欠である。

本市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震化対策実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とする。

○支援策の概要

市内の旧耐震基準の建築物所有者に対し、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、重要性について啓発に努めるとともに、耐震診断の支援や国の補助事業(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、下記のような耐震改修等にかかる費用の一部を助成する事業を実施し、建築物の耐震化を促進する。

また、国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)の周知にも努める。

木造戸建て住宅	福岡県の制度活用、啓発、耐震改修支援
がけ地近接等危険住宅	国・福岡県との連携、啓発、移転支援
ブロック塀等	国・福岡県との連携、啓発、撤去支援

○地震時の建築物の総合的な安全対策

過去の地震災害において発生した被害に対応するため、建物の所有者等に対し必要な措置を講じるよう普及・啓発を図る。

- ・エレベーターの地震防災対策
- 屋外広告物・ガラス・外壁材・天井等の落下防止対策

○地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について注意喚起を図る。







• 応急危険度判定士の派遣を県に要請

出典:一般財団法人日本建築防災協会 HP より

○安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

・相談体制の整備・自の税制の周知・住宅改修時における耐震化の誘導・講習会等の実施・地震ハザードマップの周知

計画の実現に向けて

○関係機関の役割分担と計画の進行管理

関係機関の役割を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行していく。また、計画の進行管理が重要であり、その状況に合わせて適宜計画の見直しを行っていく。